

事務連絡
令和4年4月25日

各
〔 都道府県
指定都市
中核市
市区町村 〕
障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進につき、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ヤングケアラーを早期に発見して支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育といった様々な分野が連携することが重要であり、また、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月17日取りまとめ）においても、「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方についてモデル事業を実施し、その成果をマニュアル等にまとめ周知を行う」とされています。

このため、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」（実施主体 有限責任監査法人トーマツ）を実施し、地方自治体やヤングケアラーと接する可能性の高い専門職へのアンケート調査や地方自治体でのモデル事業を通じて、ヤングケアラー発見の着眼点や支援のつなぎ方などの成果がマニュアルにまとめられています。

詳細については、別紙及び別添をご参照ください。各都道府県等におかれましては、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、本マニュアルを執務の参考としてご活用いただくとともに、ヤングケアラーと接する可能性のある関係機関、団体等に周知していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和4年4月22日各〔都道府県〕
〔市町村〕 児童福祉主管部局 御中
〔特別区〕厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）の送付について

平素より、児童福祉行政の推進につき、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ヤングケアラーを早期に発見して支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育といった様々な分野が連携することが重要であり、また、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月17日取りまとめ）においても、「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方についてモデル事業を実施し、その成果をマニュアル等にまとめ周知を行う」とされています。

このため、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」（実施主体 有限責任監査法人トーマツ）を実施し、地方自治体やヤングケアラーと接する可能性の高い専門職へのアンケート調査や地方自治体でのモデル事業を通じて、ヤングケアラー発見の着眼点や支援のつなぎ方などの成果をマニュアルにまとめました。

各都道府県等におかれましては、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、本マニュアルを執務の参考としてご活用いただくとともに、要保護児童対策地域協議会の構成員等ヤングケアラーと接する可能性のある関係機関、団体等に周知していただきますようお願いいたします。

引き続き、厚生労働省では、関係機関との連携をより一層密にし、ヤングケアラーへの支援に係る取組を推進していくこととしていますので、各都道府県等におかれましても、ヤングケアラー支援体制強化事業（「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」（令和3年3月31日付け子発0331第18号子ども家庭局長通知））を活用するなどして、ヤングケアラーの早期発見や支援につながる施策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、本調査研究にオブザーバーとして参画した、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、健康局健康課保健指導室及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課からも都道府県等の各関係部局に対し本マニュアルについて周知する予定であることを申し添えます。

(参考) 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤング
ケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」(有限責任監査法人トーマツ)

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局

家庭福祉課虐待防止対策推進室自治体支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 4849/4898)

Mail : jidounetwork@mhlw.go.jp